

# 鯖江市業務改善計画

(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和 8年 3月

鯖江市教育委員会



## 1. 趣旨

本市では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中、令和元年9月に「鯖江市学校業務改善方針」を策定し、令和2年8月に改訂を行いました。在校等時間の把握や業務の整理・縮減、外部人材の活用、校務DXや部活動改革などに計画的に取り組み、学校現場の負担軽減と働き方改革を進めてきました。この結果、教職員の時間外在校等時間が大幅に減少するなど、勤務環境は大きく改善されました。一方、県が令和6年度から実施している教職員WEBアンケート等からは、依然として授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務といった課題が残っていることが明らかになっています。

この間、国においては、勤務時間の上限に関するガイドラインや、業務量の適切な管理および健康確保に関する指針、「学校と教師の業務の3分類」の整理・見直しなどを通じて、学校や教師が担う業務の在り方を見直し、教員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することの重要性が改めて示されています。また、令和7年度からは、第4期の「福井県教育振興基本計画」がスタートし、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり ～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を基本理念として、「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」や「持続可能な学校運営」が重視されています。

こうした国の動きとこれまでの本県における取組みの成果と課題、「第4期 福井県教育振興基本計画」の方向性を踏まえ、本市では、これまで「方針」として示してきた学校業務改善の考え方を発展させ、教職員の業務量管理と健康確保に関する取組みを市全体の「計画」として整理することとしました。本計画では、国が示す「業務の3分類」の考え方も生かしながら、市としての考え方や具体的な支援の方向性を明らかにすることにより、教職員の働きやすさと働きがい高めつつ、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することにより、「子どもが主役の教育」を進めていきます。

なお、本計画は「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年6月18日公布）に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に該当するものです。

## **2. 国の働き方改革の取組み**

### **(1)学校における働き方改革の出発点**

国が学校の働き方改革に本格的に取り組むようになったきっかけは、教員勤務実態調査などで教職員の長時間勤務が常態化していることが明らかになったことにあります。授業準備の時間が限られ、子どもたちと丁寧に関わる時間が十分に確保しづらい現状も見えてきました。

こうした背景を踏まえ、平成29年8月に中央教育審議会で「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられ、教員が健康でやりがいをもって働き、授業や授業準備に時間をかけられるようにするため、学校の業務や働き方を見直す必要が示されました。

### **(2)勤務時間上限ガイドラインの策定**

勤務時間の管理を具体的に進めていくためには、時間外勤務について全国共通の基準を示すことが必要となりました。この課題に対応するため、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)が通知され、月45時間・年360時間という勤務時間の上限が国として初めて示されました。このガイドラインは、教育委員会や学校が勤務時間管理を見直す際の具体的な目安となりました。

### **(3)業務量管理の指針と校務DX・部活動改革**

業務量と健康の両面を踏まえて働き方改革を進めるため、教育委員会としての基本的な方向を示す共通の指針が求められるようになりました。このため、令和2年1月に「教育職員の業務量の適切な管理および健康確保に関する指針」(文部科学省)が告示され、業務量の状況把握や勤務時間管理の考え方、業務の整理・縮減に取り組む際の視点が整理されました。

併せて、令和4年7月の「校務DX推進に関する通知」(文部科学省)、令和5年6月の「部活動の地域移行ガイドラインの策定について」(文部科学省)により、校務のデジタル化や部活動の地域移行を通じて、学校業務の効率化と地域との役割分担を進めていく方向性が示されました。

#### **(4)持続可能な学校体制と法制度の整備**

教員のなり手不足や子ども・家庭を取り巻く課題の複雑化が進む中で、これまでの学校と教員の努力だけに頼るのではなく、学校の体制を見直す必要性が高まってきました。こうした状況を受け、令和6年8月には中央教育審議会で「持続可能な学校指導・運営体制に関する答申」がまとめられ、教員が中核的な役割に専念できるよう、組織体制の見直しや外部人材の活用、地域との連携の在り方などが示されました。

さらに、令和7年6月の「公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の公布について」、同年9月の「業務量の適切な管理・健康及び福祉の確保を図る指針の改正」や「改正法施行に伴う関係政令の整備について」（いずれも文部科学省）により、業務量の管理と健康確保に関する取組みを法令面から支える枠組みが整えられてきました。

### **3. 福井県・鯖江市の働き方改革の取組み**

#### **(1)国に先駆けた働き方改革の基盤整備(平成28年度～令和5年度)**

本市および県では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中で、国に先駆けて勤務時間や業務量の見直しを進めてきました。平成28年度から全教職員の在校等時間を把握し、時間外勤務が多い教職員への面談などにより、勤務時間管理の改善に取り組んできました。

こうした状況や教員勤務実態調査の結果を踏まえ、市では、令和元年9月に「鯖江市学校業務改善方針」を策定し、教職員の業務改善と働き方改革の基本的な方向を示しました。その後、令和元年12月には給特法の一部改正（令和元年法律第72号）が行われ、令和2年1月には業務量管理に関する国の指針が告示（文部科学省）されました。

また、令和2年度に県が「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、在校等時間の上限管理や健康確保に関する県教育委員会の役割を明確にしました。これらの方針・規則をもとに市では「鯖江市学校業務改善方針」を改訂し、令和4年に策定された「第2期 教育の振興に関する施策の大綱」と連動し、教職員が専門性を発揮できる環境づくりの基盤となってきました。

#### **(2)外部人材活用・部活動改革・教育DXの推進**

制度面の整備と並行して、教職員の負担を軽くする取組みも進めてきました。平成28年度からは事務作業などを補助する学校運営支援員を配置し、平成29年度からは部活動指導員の配置を開始するなど、外部人材の活用を進めてきました。また、部活動休養日の設定や部活動数の見直しに加え、複数の教員や部活動指導員で負担を分け合い、教員が部活動の時間に校務や授業準備に充てられる時間の確保を図ってきました。

I C Tの面では、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化を図るため、本市では統合型校務支援システムを令和2年度に整備し、成績処理、児童生徒情報の管理など校務の効率化を図ってきました。令和4年度以降は、1人1台端末やデジタル教材、デジタル採点システム、オンライン会議等の活用を進め、教員の負担軽減と教育の質の向上を目指しました。

さらに、校長会や教頭会、教務主任会、市教委が連携し、勤務実態調査の結果や学校現場の取組状況を踏まえながら、業務の見直しや外部人材・DX教育の効果的な活用方策について検討し、市全体としての業務改善の方向性を整理しました。令和3年には市PTA連合会とも連携して市内小中学校に留守番電話を設置し、時間外の電話対応を軽減しまし

た。こうした様々な取組みにより、教職員の時間外在校等時間は大幅に減少し、勤務状況は大きく改善されました。

#### 【各年度 時間外在校等時間月80時間以上勤務者の延べ人数(鯖江市)】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
535人	379人	171人	58人	24人	10人

### (3)何のための働き方改革なのか

統合型校務支援システムの更新やAIドリルの導入により、業務にかかる時間が短縮されました。さらに現場では時程や授業時数の見直しが進み、放課後の時間にゆとりが生まれてきました。そこで働き方改革の目的を問い直し、令和6年度には、業務改善の共通テーマとして「子どもと向き合う時間」と「教職員のウェルビーイング」を掲げ、授業づくりと働き方の両面から見直す取組みの方向性を示しました。

県は8月に教職員WEBアンケートを実施し、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」などの状況を把握しました。結果は「ふくい教育ミライレポート」として整理され、仕事のやりがいは児童生徒の成長の実感や感動の共有などにあり、働きやすさを妨げている主な要因は授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務などにあることが示されました。

市内の小中学校では、会議の精選や方法の工夫、資料のペーパーレス化、中学校の部活動の時間短縮を進め、校内研修や子どもについての情報共有の充実を図りました。教職員一人ひとりの業務改善を進めると同時に、「個業」型の業務遂行と業務一部分を他の教職員や支援スタッフと分担する「協働」のバランスをとることが課題となりました。

### (4)学校マネジメント強化と職場づくり

令和7年度には、チームで進める学校運営と「子どもの学びを中心にした働き方改革」に重点的に取り組みました。

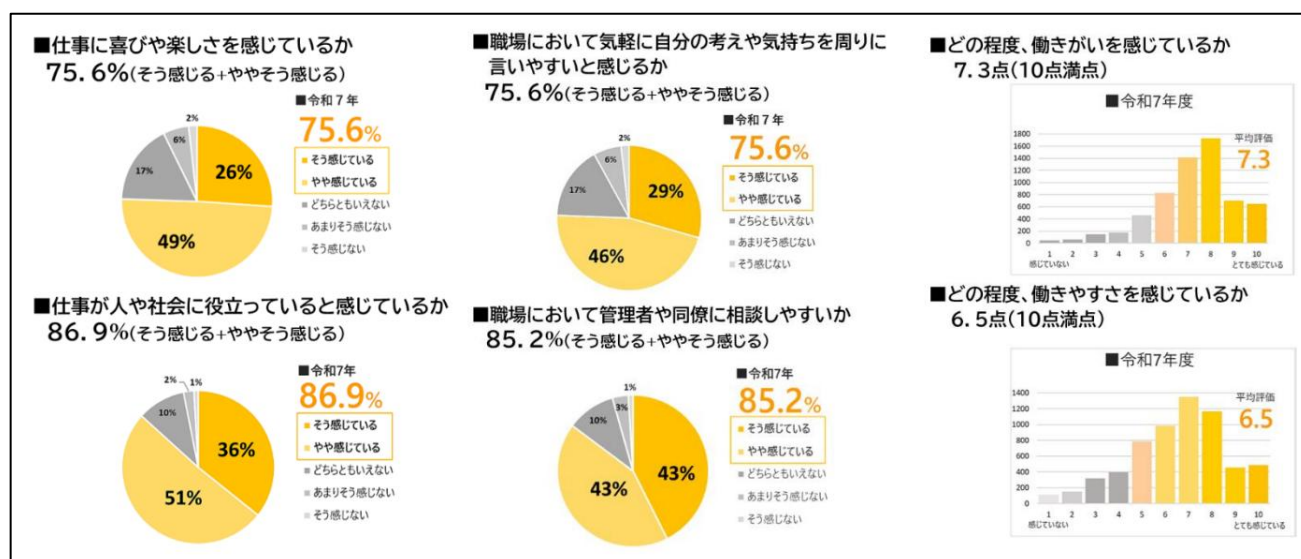
7月に「先生の幸せ研究所」から講師を招き、市内の全教員を対象に「子どもを主語にした授業改善と働き方改革」をテーマに研修を実施しました。さらに市内小学校が講師や市教委と連携して実践に取り組み、市内の小中学校に授業を公開し、授業改善と働き方改革について意見交換を行いました。

県は令和7年度も教職員WEBアンケートを実施し、令和6年度との比較ができる形で、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」に加え、「自分の考えや気持ちを言いやすいか」「管理職や同僚に相談しやすいか」といった項目を設けました。ミライレポートでは、多くの教職員が仕事の喜びや社会への貢献を実感していること、相談しやすい職場ほど

「働きがい」働きやすさが高いことなどが示され、日常的な声かけや意見交換を大切にする「風通しのよい職場づくり」の方向性が改めて確認されました。

また、学校を支える人材の層を厚くするため、市として「学校経営アドバイザー」を配置しました。計画的に学校を訪問して管理職や教職員と面談し、市教委と連携した学校サポートにつなげています。また県のアンケート結果をもとに「風通しのよい職場づくり」についても各学校の様子を捉え市教委と連携して改善を図ろうとしています。

### 【令和7年度教員WEBアンケートの結果】(回答教職員数:6196人)



## 4. 計画の期間

「第4期 福井県教育振興基本計画」(期間:R7~11)に合わせ  
令和8(2025)年度から令和 11(2029)年度までの4年間とします。

## 5. 具体的な施策について

本市は、教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指しています。これまで整理してきた国・県の動向や現状、「第4期 福井県教育振興基本計画」との整合を踏まえ、引き続き「教職員一人ひとりを大切にする働き方改革」を推進します。

本計画においては、「第4期 福井県教育振興基本計画」の「方針4 基本となる環境づくり」に示す「1. 『ふくい教育』の魅力発信」と「2. 教職員一人ひとりを大切にする『働き方改革』の推進」の内容および本市の教育大綱や学校教育基本方針のもと、今後進める具体的な取組みの方向性を示すとともに、県、市教育委員会、学校、家庭・地域が役割分担しながら、教職員が力を発揮し続けられる環境づくりを進めていきます。

### (1) 教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」の推進

#### 【方向性】

- 教員が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合えるよう、さらなる学校業務の簡素化や改善を進め、働きがいと働きやすさを両立する「働き方改革」を推進します。
- 教員・サポート人材の確保の推進や、新たな人材の活用・配置等により、教職員の負担軽減を図ります。
- 教員が周りの理解や支援を得ながら、安心して教育活動に専念できるよう、自由に意見を言い合える風通しの良い職場づくりや、個々の教員に負担や責任が集中しない組織づくりを推進します。
- 授業改善や働き方改革等に積極的に取り組めるよう、教職員の資質・能力の向上や心身の健康管理に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

##### ① 教員およびサポート人材の確保、新たな人材の活用

- ・ 小学校における教科担任制の整備や低学年生活支援員の配置拡充、小・中学校における生徒指導担当教師の配置を推進
- ・ 「産育休等代替教職員」の事前配置の配置拡充により男性教員等の育休取得を促進
- ・ 学校運営支援員や部活動指導員等の外部人材活用

- ・市独自に学校経営アドバイザーを2名配置し、学校運営の課題に対して助言することによって教員の負担を軽減。学校の課題は市教委とも共有

## **②学校現場における業務の適正化・効率化**

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校行事等の業務精選を推進
- ・校務支援システム導入や生成AIの実践的な活用の促進等、校務DXの推進
- ・中学校部活動地域展開、研修・調査やPTA活動等の精選等を推進し負担軽減
- ・県作成の「ふくいの教育ミライレポート（働き方改革）」「GGK（学校業務改善）ニュース」で各学校の業務改善の事例を活用
- ・市教委において学校問題解決支援チームを組織、保護者の不安を軽減すると共に、子どもたちを守るための最適な判断と行動を支援

## **③教育DXのさらなる推進**

- ・デジタル教材など授業用・自学用ソフトの活用を徹底し、教育DXによる「学びの変革」を推進
- ・県の基金や共同調達業務を活用し、小・中のタブレット端末を円滑に更新
- ・学校教育DX推進協議会を通じて県と連携し教育DXの課題解決を推進
- ・校務支援システム、生成AI、デジタル採点の活用促進と教育用クラウドシステムの機能拡充
- ・ICT支援員やヘルプデスクによる支援、研修等の実施により教職員のサポート強化

## **④チームワーク重視の風通しの良い職場づくり**

- ・時代の変化を見越した授業や行事等、若手教員の意見を反映した学校経営改革の推進
- ・チーム担任制の導入等により業務負担の分散化を図り、柔軟な働き方を推進
- ・「学校経営アドバイザー」の配置等により、チームマネジメントを推進
- ・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、学校外におけるトラブル対策を充実
- ・いじめ・不登校等に家庭・地域・専門機関等が連携した「チーム学校」で対応
- ・勤務時間シフト制の導入等、勤務形態に合わせた柔軟な働き方の推進
- ・SC・SSWの配置拡充、教員の理解や連携を深める研修等を充実

## ⑤教職員の健康サポート

- ・定期検診の確実な実施および再検査対象者への受診を推奨
- ・心身の健康維持のため、年次休暇の取得を促進
- ・長時間勤務職員を対象とした所属長との面談および医師との面接指導を実施
- ・ストレスチェックの確実な実施および高ストレス者を対象とした医師との面接指導を推奨
- ・教職員のメンタルヘルス相談体制の充実に向けた公立学校共済組合との連携強化 など

## (2)教職員の資質・能力の向上

### 【方向性】

- 業務改善の主たる目的は、教職員の資質・能力を向上させ、児童生徒と向き合う時間を確保することにあります。授業力や学級経営力の向上は学級崩壊リスクや保護者対応や生徒指導にかかる時間を減少させ、結果として時間外在校時間が減ることになるので、そのような仕組みづくりを進めていきます。

### 【主な取り組み】

#### ①授業力の向上と授業準備の効率化

- ・校内外で授業を「見せあう→コメント→改善」のサイクル化
- ・クラウド環境を整備し、教材の共有により作成の手間を減らし創意工夫を進める
- ・授業支援アプリ活用の授業づくり研修
- ・児童生徒の自己選択能力・調整力を伸ばす AI ドリル活用の研修
- ・若手への授業スキルの早期習得支援

#### ②学級経営力の強化によるトラブル対応の減少

- ・教員同士の学級経営ノウハウ共有。学級開きの時点から、行動ルール・生活ルーティンを明確化
- ・学年・学校で統一できる部分は統一し、教師依存を減らす。
- ・児童生徒アンケート、日々の記録、観察ログを工夫し情報集と共有体制の強化を図る。
- ・保護者対応スキル研修の充実
- ・教員間のチーム支援体制を整えることで、若手や担任経験の少ない教員の孤立を防ぎ安定した学級経営につなげる
- ・学校経営アドバイザーによる巡回サポートを実施

### ③事務処理スキルの向上

- ・文書フォーマットを校内で共通化し、「業務手順マニュアル」を整備
- ・ICTに強い教員を中心にサポートチームを組織
- ・業務プロセスを見直し、紙からデジタルへの移行や提出・承認手続の効率化を進める
- ・自己評価を通じて個々の課題を把握し、改善目標設定とフォローアップを行う

### ④自己管理能力の向上

- ・ToDoリストなどを活用し、日・週単位で優先度を明確化する。
- ・時間管理研修を実施し、効率的なタスク処理スキルを身につける。
- ・業務量チェックを行い、過重負担を防ぐ仕組みを整える。

### ⑤協働スキルの育成

- ・学年・分掌を越えた協働ミーティングを定期的に行う
- ・行事や支援をチームで企画・運営し、役割分担を明確にする
- ・教員の強みや実践を共有する共有会を開く
- ・ふるさと学習やキャリア教育で地域や産業界と協力し、教員が企業のマネジメントや人材育成方法を学ぶ機会を充実

## (3)教職の魅力向上と発信

### 【方向性】

- 教職員の優れた創意工夫を顕彰するなど、教員の頑張りが学校の内外から評価される環境づくりに取り組み、教員の自己肯定感とやりがいを高めます。
- 子どもたちの成長を一番近くで感じることでできる教職の魅力や、子どもたちの「今の学びの様子」等を積極的に発信し、市民への理解促進や教職を目指す人材の増加につなげます。

### 【主な取り組み】

#### ①教職員の挑戦や創意工夫の応援

- ・子ども主体の企画を支援する「こども予算」の活用
- ・教育実践や研究成果を発信、共有し教員同士で学び合うICT環境の充実
- ・授業研究と業務改善の同時進行をサポート

- ・自主的な公開授業と参観を推進
- ・国や県の施策を活用
  - 「文科大臣優秀教職員表彰」「ふくい優秀教職員表彰」「授業名人」
  - 「ふくい教育チャレンジアワード」

## **②教職の魅力発信**

- ・実習生が授業づくりや児童生徒との交流を通して感じた学びや気づきを、校内便り・掲示物・学校ホームページ等で紹介するなど、教職の魅力が地域・保護者・児童生徒に伝わる工夫を行う。
- ・実習生と若手教員・中堅教員との座談会を設定し、教職のやりがい・働き方を具体的にイメージできる機会をつくる。
- ・小中学校のキャリア教育や総合的な学習で、ミニティーチャー体験を取り入れた異学年による学習活動を取り入れる。

## 6. 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策について

文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みで、「学校以外が担うべき業務」など業務の役割分担を明確にするために示されました。令和7年8月には、最近の課題や現場の状況を踏まえ、3分類の名称や具体例が見直され、保護者からの過剰な苦情・不当な要求への対応などについても考え方が整理されています。県としては、この3分類を踏まえて、県としての支援の方向性を明らかにしていきます。

### 学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

出典:文部科学省『学校と教師の業務の3分類』[https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt\\_syoto01-000045031\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf)

### (1)学校以外が担うべき業務

#### ○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 登下校見守りは学校以外が担うべき業務であることを、地域・保護者に分かりやすく伝え、協力を呼びかける
- ・ 地域ボランティアやPTA、防犯団体等が見守り活動を行えるよう、組織の立ち上げ支援、研修、活動調整を行う
- ・ 地域や家庭、警察、道路管理者等が連携し、通学路の合同点検や地域のボランティア団体等による見守り活動を実施

- **保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**  
(「3 分類」⑤関係)
  - ・市PTA連合会との連名による文書により、過度な個別対応を求めないよう保護者や地域に依頼
  - ・県作成の学校と保護者の良好な関係づくりのためのガイドラインの活用
  - ・専門家を外部講師として適切な保護者対応のための研修を実施
  - ・担当者一人に負担が集中しないようチーム学校での対応や、学校だけでは対応困難な事案に対して弁護士や心理士等からなる相談体制を構築
  - ・市教委において学校問題解決支援チームを組織、保護者の不安を軽減すると共に、子どもたちを守るための最適な判断と行動を支援

## (2)教師以外が積極的に参加すべき業務

- **調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3 分類」⑥⑦関係)**
  - ・児童生徒の学籍・成績や教職員の勤務等を一元的に管理する校務支援システムを導入
  - ・欠席連絡やお便り配布等の家庭とのやりとりを行う保護者連絡アプリを活用
  - ・ホームページの作成・管理を行う学校運営支援員を配置
- **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3 分類」⑧関係)**
  - ・ICT機器の活用や教材作成を支援するICT支援員等を配置
  - ・ICT機器やネットワーク設備の更新・保守・管理を業者に委託
- **学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠(「3 分類」⑨⑩関係)**
  - ・水泳学習に伴う民間プールの活用
  - ・市スポーツクラブ等との連携による体育授業へのサポート
  - ・校舎の開錠、施錠を民間に委託することの検討
- **部活動(「3分類⑬関係」)**
  - ・生徒が主体となって活動する様子を教員は安全確保のためにローテーションで見守る体制を構築
  - ・総合型地域スポーツクラブを各中学校区に設置して部活動地域展開を推進し、持続可能な部活動と働き方改革の両立
  - ・指導者はスポーツクラブに登録。市による謝金等の援助により、保護者の負担軽減

### (3)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ○ 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・教科の専門性を活かし、質の高い授業と教材研究の負担軽減を図るため、教科担任制を拡充
- ・複数の教員で児童生徒を多面的に理解し、授業準備や指導を効率化するため、チーム担任制を推進
- ・小学校低学年児童の生活や学習を支援する低学年生活支援員や、気がかりな児童生徒を支援する特別支援講師等を配置
- ・デジタルドリル、生成 AI、デジタル採点等の実践的な活用を促進
- ・学校運営支援員、各種支援員等外部人材を配置
- ・市単独予算での外部人材の配置を拡充

#### ○ 学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

- ・学校行事の案内や申込をオンライン化し、ペーパーレス化により資料配布の負担を軽減
- ・ICT ツール(Google フォームやオンライン会議など)を活用し、情報共有や会議を手軽に行える仕組みを導入
- ・家庭・地域・学校協議会や学校だより等で地域・保護者へ学校行事への協力を依頼
- ・各学校でのPTA総会や役員会等で、学校行事への協力を依頼

#### ○ 進路指導の準備(「3分類」⑱関係)

- ・ICTを活用した生徒の主体的な活動によるキャリア学習を促進
- ・高校のオープンスクールや受験時の教員引率から保護者引率に移行

#### ○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・校内サポートルームを小中学校に設置し、児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保
- ・小学校低学年児童の生活や学習を支援する低学年生活支援員や、気がかりな児童生徒を支援する特別支援講師等を配置
- ・支援が必要な児童生徒・家庭に対応するためのSC・SSWを配置
- ・教職員チームと学校・家庭・地域の福祉機関等への連絡体制を強化し「チーム学校」での生徒指導を推進
- ・児童相談所、市長福祉部局等との連携
- ・市独自に児童生徒のストレスの軽減と情緒の安定、自己肯定感の向上、思いやりを育む効果がある AI ロボット「LOVOT」を導入

## 7. 目標

業務改善計画に基づき、教職員の働きがいと働きやすさを高めるとともに、働く喜びや楽しさを実感できる職場環境を整えます。併せて、時間外在校等時間の縮減を目指します。

	名称	現状[年次]	目標[2029]
1	仕事に喜びや楽しさを感じている教職員の割合	78.0% [2024]	80.0%
2	働きがいを感じている教職員の平均評価	7.3(10段階) [2024]	7.5(10段階)
3	働きやすさを感じている教職員の平均評価	6.1(10段階) [2024]	6.5(10段階)
4	時間外勤務月 45 時間未満の教員の割合	68.5% [2024]	80.0%
5	年間における時間外勤務時間の月平均	35.8時間	30時間程度

※1～3は教職員対象 WEB アンケート、4・5は県出退勤調査より

## 8. 計画の進捗管理

教職員の働き方改革や業務改善の進捗状況について、総合教育会議、市町教育長会議、校長会などで報告します。併せて、進捗状況を分析し、次の業務改善につなげていきます。